

1. 件名：「美浜発電所1、2号炉原子炉施設廃止措置計画及び保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリング（1）」
2. 日時：令和3年8月20日（金） 13時30分～15時05分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門  
戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、  
宮嶋安全審査官、藤川安全審査官  
  
関西電力株式会社  
原子力事業本部 廃止措置技術センター 廃止措置計画グループ  
チーフマネジャー 他14名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：
  - ・美浜1、2号炉廃止措置計画の変更認可申請に係る審査スケジュール案
  - ・美浜発電所1号炉及び2号炉廃止措置計画の変更認可申請書の変更概要について
  - ・美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁のミヤジマです。ただ、それでは、ただいまより、美浜発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置計画の変更について、これ廃止措置計画と不安定ですね、こちらについて関西電力のほうから説明をお願いいたします。
0:00:21	はい、それでは関西電力ナカガワです。御説明をさせていただきますとそんなに本日使えます資料について確認をさせていただきます。一番最初に資料の 1 番目廃止措置計画申請スケジュールスケジュール案。
0:00:36	これを説明をさせていただきます。
0:00:39	2 番目に、美浜発電所 1 号炉及び 2 号炉措置計画の変更認可申請書変更変更概要について、これを説明させていただきます。
0:00:50	三番目、三山でしよ、原子炉施設保安規定変更認可申請書審査資料に基づいて説明をさせていただきます。以上の資料でよろしいでしょうか。資料 1 から説明させていただきます。
0:01:04	はい、では、資料 1、審査スケジュール案行から説明をさせていただきます。
0:01:10	審査スケジュールにつきましては、申請の方が配置措置計画保安規定等に 7 月 29 日に申請をしております。
0:01:19	1 回目の審査会合につきましては 9 月の上旬上旬を考えております。1 回目には概要説明、論点整理等を行うことで考えております。
0:01:31	班員措置規定につきましても 1 回目に概要説明をさせていただきます。
0:01:36	2 回目の審査会合につきましては、本文 6 の燃料ピット冷却停止、それから本文 10 廃棄物管理添付三、四被ばく評価等の説明をさせていただきます。
0:01:48	保安規定につきましては、コメント回答ということで考えております。
0:01:54	3 回目の審査及び堺の審査は 1 月の初旬、それから、4 回目の審査につきましても、2 月の下旬を考えておまして、これ 3 回目、4 回目につきましては、はつる計画のはコメント回答等を考えております。
0:02:12	本店につきましてもコメント回答等ありましたら同様に審査をしたいと思っております。
0:02:18	備考のほうへ行きまして配属計画の方等ですね、審査会合前に 2 回程度ヒアリングをさせていただきたいと思っております案件につきましても、結果とあわせてヒアリングのほうをさせていただいて説明をする予定です。
0:02:39	振動のほうは 3 月までと考えております。
0:02:44	スケジュール案の説明は以上になります。
0:02:52	続きまして、ハラ措置計画の資料の 2 番目、美浜発電所 1 号炉及び 2 号炉措置計画の変更認可申請書の変更概要について説明をさせていただきたいと思えます。
0:03:04	めくっていただきまして、1 ページ目目次で続きまして、2 ページ目変更範囲から説明をさせていただきます。
0:03:11	照岸申請には、第一段階中の内容につきまして記載をしております。第二段階以降の具体的な内容については、第二段階着手までに変更認可を受ける計画ときちんとしております。今回の申請では、第二段階以降の具体的な内容について変更認可申請を行います。

0:03:30	変更認可範囲につきましては第二段階以降となっております。
0:03:34	3 ページ目いきまして、こちら主な変更点を期待をしております。今回の廃止措置計画の変更点につきましては以下の通りに分類して 5 ページ以降、説明をいたします。
0:03:45	マルチに第二段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更としまして、①の位置は第一段階で実施しました残存放射能調査の評価。
0:03:56	①-2 は残存放射能の調査結果等を踏まえた、第二段階以降の計画の具体化による
0:04:05	1-3 はその他計画の具体化で説明をさせて、
0:04:10	2 につきましては、廃止措置の進捗に伴う性能維持施設の変更によるもの。
0:04:17	三番は新燃料譲り渡し時期等、燃料に係る変更、計画の変更により
0:04:25	④は、上記以外の記載の適正化したものということで、説明のように分けております。
0:04:33	なお全体にわたり、1 号炉及び 2 号炉の登録分割に伴う記載の適正化も併せて意識しておりますが、本資料では割愛をさせていただきます。
0:04:42	次 4 ページ。
0:04:44	に主な変更点を表にまとめております。
0:04:48	影響の左の一番右側に前ページの分類を記載して欄外に説明をさせていただきます。経常記載をしております。
0:05:00	上から説明をさせていただきます。本文 4 廃措置対象施設及びその敷地につきましては、敷地図の建家名称を変更しております。
0:05:10	本文 5 回措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法につきましては、解体の方向及び安全上の措置の具体化、また新燃料の譲り渡し人の変更についても参加しております。
0:05:26	本文 6、性能維持施設につきましては、2 号機の使用済み燃料貯蔵施設の冷却機能削除運用実績に基づく
0:05:37	ただ廃液蒸発装置の応答維持台数の変更を変更です。
0:05:43	本文 8 につきましては、核燃料物質の管理及び譲り渡し、主な変更点は新燃料の醸成に係る記載の削除で 1 号炉破損燃料の明記。
0:05:55	新燃料の漢数字の変更を記載しております。
0:06:00	本文教員、
0:06:02	各年度別による汚染の除去につきましては残存放射能調査の結果の反映汚染の分布評価をしております。
0:06:10	それと女性に係る安全管理上の措置の具体化を記載して、
0:06:14	本文 10
0:06:16	核燃料物質または核燃料物によって汚染されたものの廃棄につきましては、第二段階以降の放射性気体廃棄物、液体、固体廃棄物の管理方法の具体化を記載をしております。
0:06:32	店舗行きまして添付 2、
0:06:34	はい措置対象施設の指揮に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図につきましては、作業区域を追加をしております。

0:06:45	添付 3 廃措置を伴う放射線被ばく管理に関する説明書につきましては、第二段階以降の形状でにおける周辺公衆の線量評価を追加。
0:06:58	補完する、
0:07:02	保管する固体廃棄物にからの直接線使い最善の評価、それから放射線業務従事者の評価を追加する。
0:07:12	添付 4 につきましては自己種類程度影響に関する説明書ということで、第二段階以降の事故時におけます周辺公衆の線量評価を推進する。
0:07:24	添付 5 核燃料物による汚染の分布とその評価方法に関する説明書につきましては残存放射能調査により解体対象施設の保護者の分布及び放射能レベル区別の執行社債答え廃棄物の発生量を評価しております。
0:07:42	本部トップの性能維持施設及びその線の並びにその性能の維持すべき期間に関する説明書につきましては、
0:07:53	本文 6 と同様に変更を行っております。
0:07:57	添付 7 廃措置に要する費用の学科及びその調達計画に関する説明書につきましては総見積額の最初の金額に変更しております。
0:08:10	次のページ 5 ページから
0:08:14	各
0:08:17	はい。
0:08:18	説明を変更概要の説明をさせていただきます。
0:08:23	5 ページ班員措置計画の本文 5。
0:08:29	本文 5 の変更について説明させていただきます。
0:08:34	変更前のイコマですけれども、原子炉周辺設備第二段階に行います原子炉周辺設備の解体撤去につきましては、内一段階に実施する残土個社の調査の結果及び第 2 次系設備の解体撤去の経験を踏まえて合理的な
0:08:54	手順及び方法を策定し、実施するとしておりましたが、一番右に変更の理由に記載しております。第一段階の実績を踏まえ、当初計画を踏襲して具体化しており、管理区域内に解体撤去物を保管するエリア、
0:09:11	を設置しながら改訂を進める旨を記載しております。辺防護の中身ですけれども、
0:09:18	原子炉周辺設備を解体撤去したとの区域の一部については、最大結局その他行うエリア以下保管エリアといいます。または、除染等を行うエリアとして利用する。
0:09:30	解体撤去に伴い発生する金属等の
0:09:36	解体撤去物は放射性廃棄物でない廃棄物、NRとして処理するか、保管エリアに保管した後、必要に応じて検討を実施し、放射性物質として扱う必要のないものがクリアランスとります。
0:09:51	これそして処理します。
0:09:54	NRフラッシュして処理できないものにつきましては、放射性固体廃棄物処理廃棄物として処理することとします。
0:10:05	そうした核燃料物の発生につきましては、

0:10:08	第二段階に引き続きまして新燃料を解体対象施設から搬出することを変更しております。
0:10:16	これは新燃料の譲り渡し時期の変更があったということで記載を添付しております。
0:10:23	6 ページへ行きまして、引き続き本文項です。
0:10:29	第二段階の安全ちょうどそれから 2 次系設備の解体撤去についてです。これにつきましては、第一段階に引き続き、行うということで記載を変更しております。
0:10:42	その下、第 3 段階の原子炉周辺設備の解体撤去二次系設備の解体撤去、これにつきましては、第二段階と同様に、引き続き実施する旨を記載しております。
0:10:54	次のページ、7 ページへ行きまして本文 5 も続きですけれども、
0:11:00	第 3 段階の原子炉領域の解体撤去につきまして、第二段階に実施する核燃料物質の搬出及び安全貯蔵の終了後、原子炉領域の段がおっしゃの、それから性状等を踏まえまして、解体をしていくというものでは記載ありましたけれども、
0:11:18	それを立ち段階の実績を踏まえて具体化をしております。変更後につきましては、
0:11:26	原子炉本体のうち、周辺構造物原子炉容器及び原子炉容器収容周囲のコンクリートの解体撤去を行うということで、具体的な記載を以下に記載しております。
0:11:39	第 4 段階、建屋等解体撤去の第 4 段階ですけれども、これにつきましても具体化をしまして記載をしております。
0:11:50	続きまして 8 ページですけれども、本文 6、性能維持施設の変更概要です。
0:11:57	変更前のところに使用済み燃料ピットの機能として冷却浄化機能がございます。これにつきましては、第一段階中に実施した燃料ピット冷却停止の実態調査という評価に基づきまして、使用済み燃料貯蔵設備の冷却機能をデバイス
0:12:17	美浜 1 号機と同様のを同様に除外するということで、冷却浄化機能から除外のだけ。
0:12:26	2 ポツ、3 ポンプにつきましては削除をいう形を変更しております。
0:12:33	4 ポツの
0:12:37	廃液蒸発装置ですけれども、これにつきましては、
0:12:41	現在までの実績及び今後の廃棄処理の見通しを踏まえて台数を 2 台から 1 台に変更しております。
0:12:51	次のページ 9 ページですけれども、
0:12:54	本文 8 核燃料物の管理及び譲り渡しの変更です。
0:12:59	これにつきましては、核燃料物質の搬送及び輸送を 3 ポツ、各年度別の搬送及び輸送ですけれども、
0:13:09	変更による理由のところに燃料棒表面が汚染していても収納可能な輸送容器を使用する。

0:13:16	こととしたため、燃料棒の路線が不要となり、その記載を削除ということで削除しております。
0:13:24	ナカノ約－STARですけれども、違うも破損燃料については、搬出方法等検討し、解体対象施設から搬出するということで使用済み燃料の一つとして箱根につきましてそのポリシー各界について明記をしております。
0:13:40	続きまして下 4 ポツ、核燃料物の譲り渡しですけれども、1 号及び 2、2 号炉の新燃料は第一段階で終了するとしておりましたけれども、今回、1 号炉心燃料につきまして段階が終了するまでに加工事業譲り渡ししております。
0:13:58	これは震源譲り渡し時期のたがる変更の見直しでございます。
0:14:04	続きまして 10 ページ、本文 9 核燃料物質による汚染の除去をですね。
0:14:10	変更前、一番
0:14:12	1、条線の方針、
0:14:17	除染の分布ですけれども、店舗
0:14:21	変更理由のところ英断も保護者の調査の結果を反映し、汚染の推定分布図を追加をしております。
0:14:30	その下、第二段階以降の除染、それからそうした(2)の安全管理措置につきましては、第一段階の系統除染の実績等を踏まえまして、当初計画を踏襲し具体化したものです。
0:14:46	具体化して変更しております。
0:14:52	続きまして 11 ページ、本文 10 ですけれども、
0:14:58	これにつきましては、放射性廃棄物の種類ごとに説明を期待をしております。まず放射性気体廃棄物の管理としまして、変更。
0:15:08	はいそっちの進捗に伴いまして、管理対象が第二段階に入りまして、4 月から、粒子状物質に変更したことに応じまして、
0:15:19	管理の具体化をしております。
0:15:22	第二段階以降に発生します保護な放射性気体廃棄物は管理区域の解体撤去に伴って発生する粒子状物質というものになります。均圧につきましては、第一段階で実施した作業により法定されていることから、第二段階以降は、こちらが無視できる。
0:15:40	用途につきましても、第一段階同様を無視していくということで解体撤去で発生する粒子状物質が主となる放射性気体廃棄物の範囲につきましては、第 3 回と同様の配置等からホスト行いまして、
0:15:56	は周辺環境のモニタリングと思うと同様に行うという記載にしております。
0:16:03	12 ページに液体廃棄物ですけれども、これにつきましては、
0:16:08	本日は主な放射性廃棄物につきましては、解体に伴う
0:16:14	原子力施設になってますけれども、管理方法処理方法につきましては、第一段階と同様、やはり同様の記載をしております。
0:16:24	続きまして、13 ページ答え廃棄物の管理については、
0:16:31	反対撤去物の管理区域内の保管エリアの運用について記載をしております。
0:16:38	変更後の部分ですけれども、

0:16:43	第二段階以降におきましては、管理区域内設備の解体撤去等により、あ、すみません、上の二つの2段落は、第一段階と同様であります。
0:16:53	その下、一番下の段落ですけれども、管理区域内の解体撤去等により発生する金属等の解体撤去については、保管エリア、または固体廃棄物貯蔵庫に保管します。クリアランスと推定されるものは原則としてクリアランス処理しますが、クリアランスとして処理できないと判断。
0:17:13	したものがあつた場合として処理するというので、いかにフローを記載をしております。
0:17:19	なお再生利用クリアランスについては今後実施し、今後実施段階においてプレーヤーの申請を実施し、いたします。
0:17:27	14 ページ、添付 2 社分ですけれども、第二段階以降に実施する工事に係る作業区域につきまして賞味燃料輸送容器保管建屋で蒸気発生器保管建屋等追加をしております。
0:17:44	15 ページ、添付 3、
0:17:48	はい。土地に伴う放射線被ばく管理の説明です。第二段階以降の平常時における周辺公衆の受ける線量評価について、追加をしております。
0:17:59	第二段階以降につきましては、
0:18:04	解体撤去に伴い発生する放射性気体廃棄物、それから排除対象に評価をしております。
0:18:12	えっ。
0:18:17	発生する主なものは本文中で説明させていただきました通り、粒子状物質となります。
0:18:24	周辺公衆の線量評価結果を下の表に記載をしております。
0:18:34	その下、大塚に目標値も周辺公衆の線量評価に従いましてお使いに目標値方向を設定をしております。
0:18:44	続きまして 16 ページ。
0:18:51	同じく添付 3 のですね、第二段階以降の保管エリアに保管した
0:19:00	片撤去物からの直接線及びスカイシャイン線による線量評価を記載をしております。
0:19:07	保管エリアから直接線及びスカイシャイン線につきましては、年間で最大約 0.086 マイクロをグレーということで評価をしております。
0:19:21	それからその下、
0:19:23	放射線業務従事者の線量評価ですけれども、これにつきましては、第二段階以降の作業につきまして、原子炉周辺設備の解体撤去原子炉領域の解体撤去及び核燃料物質の搬送について評価をしております、
0:19:40	12 号合計で
0:19:44	15.99inch推定をいたしました。
0:19:50	次のページで添付 4 ですけれども、第二段階以降の事故時における周辺公衆における線量評価をしております。
0:19:59	第二段階以降対象としまして最も歩調の多い事故を選定しまして、建屋フィルターに付着している所物質全量が体系構築されるという事象を

0:20:12	想定いたしました。
0:20:14	第一段階で想定者事故のうち、燃料集合体の落下につきましては、第二段階でも可能性ありますけれども、第一段階よりもさらに少なくなったということで、備蓄がないということはないと評価しております。
0:20:33	建て上げるための事故の評価結果につきましては、下の表に記載しております。
0:20:39	いずれも判断の目安となる5ミリシーベルトを下回ってということを確認して評価した。
0:20:46	18ページ添付50の
0:20:51	核燃料物質による汚染の分布とその評価の説明書の変更をですね。
0:20:57	買い方直接の放射能レベルを評価し、解体対象施設の放射能分布及び保護者のレベル区分の社会固体廃棄物の発生量強化をしております。
0:21:11	はい。
0:21:13	これにつきましては下の表に残存放射能調査結果の反映ということで下の表にて放射性固体廃棄物の推定発生量を記載しております。
0:21:28	続きまして、19ページ、添付ロック性能維持施設の及びその性能並びにその性能維持すべき期間に関する説明書変更概要ですけれども本部のと同様、
0:21:42	なお機能、燃料ピット冷却機能も停止について変更すべき所につきまして記載を変更しております。
0:21:53	続きまして20ページにつきましても同様に
0:21:57	向かおう燃料ピットの冷却機能停止に伴う変更をしております。
0:22:12	はい。土地計画の変更管理につきましては、説明は以上になります。
0:22:19	そうすると、このまま集め関西電力のハラですけれども、保安規定の変更概要について説明させていただいてよろしいですか。すいません。ちょっとじゃあ今廃止措置計画の説明のいただいたところで、こちらから何点か質問をさせていただいてもいいか。
0:22:37	関西電力必ず了解しました。はい、じゃあ、ちょっと1点、今年からちょっと規制庁の宮島です。今説明いただいたところなんですけれども、6ページで、
0:22:51	やっぱり技術系の解体について書いてあるところで、
0:22:54	20 決定一段階二段階に引き続き3段階目でもま20系設備解体しますということなんですけれども、それぞれに時期のどの辺りを解体するのかというところがちょっと見えてこなかったんですけれども、これ、こちらで説明いただけますでしょうか。
0:23:16	関連力のハラでてると思う。それであの申請書の中で今具体的には書いていることをもって一発それがね、自治体で隣の解体撤去っていうところ言えばですね。
0:23:29	第一段階での第二段階当初初めのうちにある程度大物そのものタービン発電機とか湿水分離器、その辺を覚えて第二段階、
0:23:41	第一段階から第二段階かけてやろうとしているところで、後につきましてはですねちょっと将来的な配当の進捗に応じてですね。



0:23:54	具体的に何ヶ月かっていうのが等は明確には決まってないってところが実際でございます。
0:24:03	第3段階で何が残ってるだけちょっとはっきり言いますと言えないってところはございます。ただ、
0:24:10	そうですね。
0:24:12	インターネットそういう状況になります。
0:24:15	これまで3段階までにすべて一応解体するということで一応県民決めさせていただいている。
0:24:21	いう状況でございます。
0:24:23	はい、ありがとうございますということ第一段階はもうすでに大物のものは、
0:24:28	着手するとしていることはしているところってことで理解でよろしいでしょうか。
0:24:34	関西電力ハラですけれども、一部まだの発電機と鉄塔質問分離。
0:24:42	その分離機については
0:24:45	質問いけないという段階で、
0:24:48	ではネットワークで大物のうちで発電機と湿分分離器ミキヤ第二段階になります第一段階で具体的にこういった思いはタービンと復水と。
0:25:01	脱気まうや大きなものではこの三つの第一段階で、
0:25:07	はい、ありがとうございます。
0:25:10	はい。
0:25:11	規制庁のトガサキです。
0:25:15	今の2次系の設備の解体撤去なんですけど、
0:25:21	例えば2ページの工程表を見てもこの第一段階で解体をするものっていうのは、2次系設備だけだと思うんですけど。
0:25:34	それで、今回変更理由のところ、その一段階の実績を踏まえて、具体化しますっていうのがほとんどのところに書かれていると思うんですけど、それで、特に例えば55ページの
0:25:52	一番左とかはその二次系設備の解体撤去の経験等を踏まえて、おっっていうのが書いてあったりとか、そういう今その二次系のところで、どういうところを解体して、
0:26:09	それで、どういうそういう何か実績があって、どういうところを、その第2弾開口への解体に反映したのかっていうのがわかるようにする必要があると思いますので、
0:26:26	今ですねだから第一段階で2次系についてどこまでここ和室範囲なのかとかです、20頼み段階ではどこを壊すんかっていうのは、
0:26:39	明確になっている必要があると思うんですけど、そういうのは申請上のほうを見ればわかるということなんです。
0:26:49	関西電力のハラですけれども、今手形新成長につきまして今ご指摘あったところについて名規格には今っていう期待してはございません。
0:27:01	今の御指摘踏まえてですね、
0:27:07	ちょっと今ここでちょっと難しいところがあってですね、ちょっと
0:27:12	明確にして、

0:27:15	ちょっと御説明したいと思うんですけども、
0:27:18	趣旨としては我々配属計画で止ま第一段階の経験を踏まえて第岩盤周辺設備の解体という言葉の決めるっていうその繋がりがよく見えないと、そういう御出席です。
0:27:34	そこは今の現状では、
0:27:36	明記してるところはございません。
0:27:41	はい。規制庁のミキヤですけども、まず最初ちょっとこれ伺いたかったのはですね、第一段階までですでに終わっていることのうち、まあ系統除染とか、あと、残存放射能の調査、これは昨日資料いただいてまだ見てませんけども、
0:27:57	まず、結果がどうであって、具体的にこれだったら、第一段階的にやるとは聞いてますけども、具体的にどういうことをやってどういう結果になったのかってのがまず最初に御説明としていただければよかったのかなと思うんですね。
0:28:11	それを踏まえて、第二段階第3段階についてはこうやってきますという繋がりがこれないのでまずわからなかったっていう話と、それから今の話は、2次系の話は第一段階からずっと引き続き第二段階も第3段階もということなので、
0:28:26	具体的にこれまでできていて今後やるべきものっていうのが整理されてないとちょっと申請書を見ただけだとよくわかんないんですね。
0:28:34	なので、いつもこちらからの要望としては第一段階でできたことと第二段階以降の計画っていうのちょっと繋がりを持って説明して欲しいなと思っておりますが、いかがですかね。
0:28:46	それ電力のハラですけども、平常時立てました。
0:28:50	そこはちょっとまた別途資料をもって御説明したい。
0:28:58	はい、よろしくお願いします。あともう1点、
0:29:03	次は7ページのほうなんですけれど、ちょっと7ページの絵として、下の段落第4、これちょっと先の話になっちゃうんであれなんですけれども、第4段階で
0:29:17	変更後のところに
0:29:20	第4段階に移行するもの、原子炉格納容器と、補助建屋等解体します。これちょっと最終系科目ちょっと勉強不足でよくわかってないけど、退院しない建屋最後まで残す建屋ってのある
0:29:36	でしたっけ、全部更地にする。
0:29:39	何か目標なんですけど。
0:29:41	いうところをちょっと拡大できれば関西電力ハラですけども、一応第4段階終わった段階で、現状ではさらにする計画。
0:29:50	はい、ありがとうございますということはこの変更後の下線部を引いてあるところっていうのは、格納容器補助建屋と書いてありますけれども等で書いてありますけれども基本的に残ってるだけがすべて壊すよということ。
0:30:04	という理解ですよ。
0:30:05	関西電力ハラですけどもその通りでございます。はい、ありがとうございます。
0:30:41	規制庁の藤川です。すいません、ちょっと戻ってもらんですけど、5ページのところの保管エリアっていうところについてなんですけれども、

0:30:53	一応その保管エリアの設置予定場所を多分本部の 84 ページから 87 ページに記載されてたかと思うんですけども、これ地原稿は全部管理区域になっているところなんですか。
0:31:09	関西電力ナカガワですね、すべて管理区域の中でございます。
0:31:14	規制庁フジカワです。当中央あれですかね今後ともその基本保管エリアっていうのは管理。
0:31:23	区域の中で設定していくっていう理解でしょうか。
0:31:29	関西電力ナカガワですと、その通りです。
0:31:35	はい。
0:31:37	ありがとうございます。別途十条。
0:31:40	住民の保管エリアの中で保管エリアっていうのと除染を行うエリアっていうのは別なんですかね、保管エリアで除染を行うような場合もあり得て、あり得るんでしょうか。
0:31:53	関西電力ナカガワです。他エリアで除染を行うことは今のところは考えておりませんが、将来的に使う可能性はあるかと思っております。
0:32:05	。
0:32:07	規制庁フジカワですね反力しましてありがとうございます。
0:32:19	規制庁のミキヤですけれども、ちょっとこのパワポだとして出なかったかな、申請書妥当保管エリアって何か設置予定場所みたいな那珂市親切だか何かのように読めるところもあったようにちょっと思っていますページでご覧ですけど。
0:32:37	何ページでしたっけ、何か書いてありませんでしたっけそうやって、
0:32:42	関西電力のハラですけれども一応新設 1 号炉で言いますと 84 ページから
0:32:51	87 ページ、そうですね、いずれ駄目すべてをここで引きつけているところで浜堤というか、もともとは
0:32:59	とびあたり部屋はもともとあるところにある新しく作るエリアは、建家はございません。
0:33:08	この予定場所とされているのは中にある設備を撤去して、
0:33:14	もともとこれちょっとわかんないんですけど、汚染の恐れのある管理区域をそのままの状態に残して、
0:33:21	そこのところを保管エリアということで、何かしらの廃棄物を保管するエリアに変えると。
0:33:28	そういうことで、人力のとちょっと含めてどういう意味を込めて改定のかも含めて教えて欲しいんですけど。
0:33:35	はい、関西電力の秦ですけれども、今のミキヤさんがおっしゃった通りですね、ここにある機器を終え等解体してこのスペースをあけて、そこは廃棄物置き場に落ちてるようにすると、そういう趣旨でございます。
0:33:51	それは汚染のある管理区域から汚染のある管理区域そこら辺も変更がないというところ関西電力ハラですけれども、ポンプで変更ございません。わかりましたそうすると今後の次の保安規定の中でそれを変えたら、
0:34:07	そのことは予定場所となっているのが、
0:34:10	確定すると、そういう理解でよろしいですかね。

0:34:18	すみません、今までと法案予定場所。
0:34:23	というのが実際のここが、
0:34:25	部屋になった。
0:34:28	ただ、
0:34:29	なっても、特にその書類を変更するところはないと考えておりますけれども、
0:34:34	いや、廃止措置計画条項の接地設置予定場所っていう財源がずっと残るんですか。
0:34:43	一方で、丁寧に管理区域として何か。
0:34:48	汚染のある恐れのある管理区域として明記されたときに、これは保管エリアと名前を変えて、
0:34:57	どうなんかを見ると関西電力ハラですけども、先ほどの話で今、例えば保安規定の管理区域図とかで言ってもそこについても何も変更はなくて、もともと中身的だろうというのある管理区域というところになりますので、
0:35:12	特にその保安規定の変更がないと考えております。なるほど。
0:35:19	そういう意味では国家保安規定上も特に変更はないか。すみません、ほぼ廃止措置上具体的に何を監視するとか、そういったことも説明がありますか。
0:35:34	関西電力側からですけども、
0:35:39	ところで、まだ解体した系統金属等も解体撤去となりますけれども、主の条件で、先ほど説明したことで、添付 3 米と評価してるの直接線会社に全部変わってきますので、それについては置くものはある程度
0:35:57	上限値なりで決めたものでおくと、これについては添付 3 のところの説明で立てていただきますけれども、
0:36:05	濫用という意味で言ったら特に解体した方を置くというところになりますけれども、
0:36:12	そうであれば、ちょっと申請書にないんであればですね、これ具体的にどういうものを保管する場所で、これ被ばく一般公衆の被ばく線量なんかの。
0:36:25	評価にも当然出てくるんですよ。
0:36:28	関西電力は別けれども、取りまとめ等 1 点目がちょっとわからなかったんですけども。
0:36:36	それとファイル措置計画上に、
0:36:39	はい。
0:36:41	今廃止措置計画上に書いてないのでは口側なりの御説明をいただきたいなということで具体的にどういうものを保管するエリアなのかということですね。
0:36:49	このナカガワ耐電力のハラで結果議長その
0:36:54	連帯撤去物をそこに置くっていうところは非常に申請書にも書いてますけれども、それぞれ解体撤去物というところまで特定されているということですか。はい。それをじゃあ、例えば具体的に同程度の汚染されているものか。
0:37:13	というのが、公衆被ばく人時のエビデンスになるので必要じゃないかというふうな質問に繋がってくるんですけども。
0:37:22	一般公衆の線量評価なんかの
0:37:25	ベースにはならないですかここは、

0:37:28	関西電力のハラですけれども、
0:37:34	まず先ほどの一般補正の評価に使うかという意味で言えば、
0:37:40	方向に置いたものを直接線スカイシャイン線の影響について評価しておりますんで、どうもともとやっている系統。
0:37:51	大液体廃棄物による修練影響には全く
0:37:56	その滞納まま別途容器へ保管する始末向け特にとこには影響しませんというか
0:38:06	すみません、ちょっと簡単に言い換えますけれども、そういうところをすべて包絡したような形で自体の機械機械の別途法律のみ評価してますんで、いつ解体するかというところでの冷凍保管普通についてどう。
0:38:22	具体的に聞きたい気体評価しなくても量もそれを包絡した評価をしているということになりますというのを補足説明資料でご説明いただけますか。
0:38:33	議論のときやってるんじゃないかという今やちょっとまたこれ別で時間かかっちゃいますんで。
0:38:38	そうですね。それと添付3で、どういう周辺工事のどういう評価してるかっていう説明。
0:38:47	わかりとりあえず保管物がこういうものが多い置く予定になっていて評価書はまあってところをCOCOわかりますされる等、竹ヶ原ですけれども、本文10説明としてまず今もどういふもので保管するかって言うところ等、あと等についての周辺公衆への影響はどうなってるかというところがわかる。
0:39:09	今回これ第二段階差第3段階というのは、所回答変更点について同じ紹介っていうのは、当初廃止措置計画の認可でご説明いただいた内容を
0:39:23	変更点は御説明いただけるものと理解しているんですね。
0:39:28	そこでまた聞かなければ、
0:39:31	説明は不要かと思うんですけども、美浜の紹介のときっていうのはやっぱりそれぞれの
0:39:37	本文の
0:39:39	55とか、添付の
0:39:42	中で主要なものについては一通り御説明いただいているんじゃないかと思えますけども、
0:39:47	それを先ほど申し上げたような系統除染とか調査をやって、
0:39:52	第二段階を見直すっていう組み直したときの変更点っていうのが今回御説明の対象になってくる。従ってちょっと半年ぐらいの長い期間の審査が関わってくるというふうに理解してますので、
0:40:09	変更なければ変更なしで結構ですし、変更あればその変更点については、第一段階置き換えるような形で御説明いただければなと思います。
0:40:18	私は以上です。
0:40:21	規制庁のトガサキですけど、ちょっと先ほどの補足ですけど、5ページのところで、今の点で変更変更後変更理由って書いてありますけど。
0:40:35	その変更前は

0:40:38	第 I 段階の工事实績とかを踏まえて合理的な手順工法を策定し実施するということがもともと書いてあったんですけど、変更の理由で大事な何かの実績を踏まえて、
0:40:54	変更後のところで、その保管エリアを設けるとか、その助成等を行う医療を利用するとか、あとNRとか文化のクリアランスをどこに置くとかですね、そういうのが書いてあるので、おそらく
0:41:10	その二次系を来壊してすでにがそれをどっかに置いたりとかですね、それを助成したりとか、クリアランス薄い推定物について次の
0:41:22	対応してるかわからないんですけど、そういう実績を踏まえて具体的に
0:41:28	保管エリアを設けるとか、さらにその条線等を行うエリアっていうのはどこなのかかわからないんですけど、そういうとこを設けるとか、あとNRとかそうクリアランスが汚染がそういうの。
0:41:43	コンタミとか起きないようにどういうふうに部屋を分けるのかとかですね、そういうのを決めたっていうことだと思いますので、そういうのがちょっとわかるような説明は必要なんじゃないかと思います。
0:42:02	関西電力、渡辺ですけれども、今の統合して来割れと理解したつもりなんですけれども、
0:42:12	我々の
0:42:15	考えていた実態も踏まえた考え方でいきますと、まだ域段階であった 2 次系の解体っていうものは我々PWRですので、そのことも
0:42:27	のでわかるといけないところも書いてありますので、
0:42:32	今言われたこのNR隔離上がん空港どこに置くっていうところが直接その日警戒対応の経験が生きるかといえば、直接そこにいけるのかかれるものはほとんどないと考えてましてそれよりも、
0:42:47	ここで書いてるその経験っていうものは
0:42:52	解体
0:42:53	例えば、その一方ものを解体するとき、どういう安全上の措置が必要かとかから労災も含めた形ですね、どういう管理すべきだとか、或いはこのアスベスト等の管理をどうするかとかそういうところが、
0:43:10	二目の経験等には考えておまして、今ここで言われた 5 ページに書いています。この浜岡エリアにおいて経営なクリアランスするっていうところなんですけれども、今のまま運転中でもこの点検とか改造工事あったときは、
0:43:27	このNRの管理っていうのが現状もやっておりますので、これはずっと運転中か経験を踏まえてそのまま踏襲した形で管理していくとで管理して運用していくというところに特に変化はございませんで、ちょっと今のそういうとこ実態を踏まえたほうが、
0:43:44	今のご指摘のところについてはちょっと資料作成させていただきます。
0:43:51	はい規制庁のトガサキです。おっしゃられるようにもうすでにひむやり方が決まっています、それを踏襲するっていう話と、あと実際に 2 次系とか、大事な何かいいでの処理を踏まえて、

0:44:08	これから二段階目のそこモース除染等はですね、保管とかそういうのを考えられるっていう、2種類あると思いますので、そういうのがわかるように、御説明をいただければと思います。
0:44:27	火災電力のハラですけれどもは承知いたしました。
0:44:57	すみません。規制庁のミキヤですけれども、性能維持施設関係で2点。
0:45:03	1点目は今回は液状化装置を2台から1年に変えますということで、これまで2台必要だったものが今回から1台でいいというその説明は今後御説明いただけるということでよろしいですか。
0:45:18	またリング中です。今後のヒアリング審査の中で説明をさせていただきます。はい。1号機のときのSFP冷却のときに、DG何か落とした事例があるかと思えますけれども、これまでは2台必要だったけれどもいろいろと調査した結果、
0:45:36	実態的には1台あれば十分ですよという説明が必要かなと思います。それから2点目、2号機のSFPもまさに1号機と同じことだと思いますけれども、ただ1号機のときに、中に入って寝よう燃料何とか発熱量違うと思いますんで。
0:45:53	2号機においても、長期間、
0:45:58	計測した結果でも全然熱量がないので、1、理事がなくてもいいよという同様の御説明は必要かなと思いますんでそこもあわせてよろしくお願いします。
0:46:11	関西電力ナカガワです。了解いたしました。説明をさせていただきます。
0:46:18	どうぞ。
0:46:24	規制庁ミヤジマですと、今の関連でちょっと
0:46:31	そうですね申請書の46ページのところにSenoSs廃液蒸発装置4交換機等書いてあるんですけども、これってパワーポイントの資料の12ページで液体廃棄物の廃棄については処理に必要な設備の機能維持しながら書いてあるんですけど。
0:46:50	この機能の維持しながら処理を行うっていうものの
0:46:56	機能維持すべき設備っていうのがこの46ページに書いてある、この蒸気発生器アジア廃液蒸発装置イオン交換等になる。
0:47:07	いう理解でよろしいですか。
0:47:14	簡単に電力中です。その通りです。これの台数が変わるということになります。はい、ありがとうございます。廃液蒸発装置が2台から1点なのは、説明いただくいただくとして、これ、イオン交換機も4台からみたいになってるっていうのはこれは、
0:47:31	えっと同じような理由。
0:47:34	でしょうか。
0:47:36	また電力中です。
0:47:38	その通りです。上記廃液蒸発装置1台につきまして4交換機2台を使うということになりますので、一覧になりましたので4交換機のセミナーになったということになります。はい、ありがとうございます。

0:47:54	すみませんで申請書の 50 ページの性能実質のほうなんですけれども、これ変更前と変更後で、原子炉補助建屋の中の廃液蒸発装置室ってあるじゃないですか。これが消えてるんですけれども、
0:48:11	これは 2 台から 1 台になるからこの必要として、個別にやったものがいらなくなりますよってということでしょうか。
0:48:22	関西電力のハラですけれども、その通りでございます。
0:48:27	もっともってそうですねと 1 号炉の廃液蒸発装置室からこの工程をなくしますので、ここの社歴もなってる維持施設からなくなった数値でございます。
0:48:41	はい、理解できました。ありがとうございます。この廃液蒸発装置が 1 台になるってことは今後説明いただければと思います。よろしくお願いします。
0:48:53	はい、承知しました。
0:49:10	はい。
0:49:11	規制庁の藤川です。それでは本 8 の核燃料物質の管理及び譲り渡しのところ、
0:49:20	ちょっとお聞きしたいんですけど、品等パートの 9 ページのところですね、
0:49:26	あと、
0:49:28	そうです。
0:49:31	新しいと輸送容器を
0:49:35	燃料表面汚染していても収納可能なりそういう吸収することとしたためっていうところでこの新しいそういう結論ですかね、これの詳細ってというのは、
0:49:46	どう今後示しいただけるんでしょうか。
0:49:52	関西電力の芳賀ですけれども、所しました。はい。
0:49:56	ちょっと簡単に言えば、もともとは
0:50:02	ペインんだろう。中国燃料ピット内稼働燃料をというこうしようというときに、綺麗な輸送容器を使う 2 枚ぽんぽんと解しないとする命令の臨界とか、吸気ないといけないということで、
0:50:19	ここの旨を申請書と保安タイプですけども、もうこれまでの
0:50:25	例えば使用済み燃料を入れるようなキャスクに一旦変えたものですから、通常の運搬方法とかがないというところと個別
0:50:34	新たなことはないというところでの苦慮していただいた削除させていただいたと考えるとそういうことでございます。
0:50:42	はい。
0:50:45	規制庁のミキヤですけれども、これ補美浜ではもともとなかったんですかね、使用済み燃料の構内輸送容器ってというのは、工認オート許可なり公認をとって、廃止措置でも引き続き使うのであれば、その性能維持施設としてまず位置付けず必要があって、
0:51:03	三山でちょっとあったのはされましたけれども他のプラントではそれで賛助改選時に入れていただいたと今回今回本文 6 ではなくて 8 に書いて新しいこのキャスクなりの話が出てきているので、まずそれが、
0:51:19	新たに導入して廃止措置のために、もっぱら廃止措置として導入するものなのかどうか、これのうなんですかね。



0:51:26	関西電力のハラですけれども、前などを変更としていただいたときにも美浜 5 扱入れたと思うんですけども、あれはあくまでも黄砂構内輸送用のキャップ取ったはずでして、そもそもこの鉄塔
0:51:42	構外運ぶやつにつきましては性能維持施設というか購入とか個別の話で、別の窃盗容器の承認とか設計承認とか別の法令でやってる外運搬則に従ってやってると認識しております。
0:51:59	はい。そうするとその時の議論のキャスクとは別でこれがですね、今日の話ということですね。
0:52:04	／弁ハラですけれども、その通りでございます。規制庁のミキヤですとまずちょっとそこら辺がわかんなかったのと、こないだ議論させていただきたいのは構内でも公害でも使えるいわゆる外運搬規則にもものつとった形で維持を続けていてかつ性能維持施設として、
0:52:22	使用前定期事業者検査なりをやって両方のダブルカウントをしているキャスクをこないだ議論させていただいたと理解していて、
0:52:30	今回はまずそれは公害だけ。
0:52:34	の容器ということであればそこら辺の説明をまずいただきたいなというのと、これまでは表明なんかを除染してきちんと臨海にならないことそれから表面の線量密度とかが行っていき超えないことっていうところのやつが、
0:52:52	拭き取りなんかをしなくてもいいというのはこれは我々今まで、そういったキャスクMwをあまり審査した事例がありませんので、多分事例ないんじゃないかと思うんですけども、そこら辺は具体的にどういう仕様のキャスクで今までとの違いっていうところは御説明いただきたいなと思いますけどもいかがですか。
0:53:11	タービン動ハラですけれども、わかりました。今回もう一つはお客についての説明を別途させていただきます。
0:53:20	規制庁トガサキですよね。ちょっとそもそもの確認なんですけどこの 9 ページに書いてある燃料棒っていうのは、
0:53:30	これは新年新燃料なんですか。
0:53:36	3 タイプから出てるけども、別途この通り線源領域、
0:53:40	で、その場合だ 4 ポツにも繋がるんですけど、その新燃料っていうのは、加工業者に譲り渡しすることになると思うんですけど、西縁補助しない状態で、
0:53:55	新燃料の輸送を加工業者にして確保事業者の方で汚染状況をするっていうことなのかっていうのをちょっと確認したんですけど。
0:54:12	関西電力のハラですけれども。すいません今ちょっとそこわかるものがここに確定ですね贈呈全く違いっていうわけじゃなくて普通に吹くぐらいはしないとそこも含めてと時間に説明させていただいた御説明と同時にさせていただければと思います。
0:55:07	規制庁のトガサキです。ちょっとその、その点ちょっと気になったので、ちょっと後程説明をお願いしたいと思います。
0:55:14	はい。
0:55:17	関西電力のハラですけれども、PARにつきまして先ほど

0:55:22	聞こえなかったかもしれないんですけど想定しました。却の別名等合わせてとも加工施設の取り扱いについても説明させていただきます。
0:55:36	規制庁のフジカワですすいませんこの関連でもう一つ、
0:55:40	方案つちいの方だと、その炉心燃料が臨界に達しない措置を講じることっていう記載とか残っているんですけど、廃止措置計画のほうでその臨界を防止するっていうところまでまるっと削除してしまうんでしょうか。
0:56:10	関西電力ナカガワでつつ、その通りで図のように変更いたします。
0:56:23	博美鉄塔すいません規制庁フジカワです。それは、
0:56:26	何でそこは換え違うんですかね廃止措置計画のほうで決して保安規定のほうでは残してるっていうのは、
0:56:33	これはどうなんなぜなんでしょう。
0:56:41	カワダ電力のほうですけども、／保安規定に書いてる診療が臨界に達しない措置を講じることというのは一般的なこの第 161 条マシン燃料の運搬全般にいえることとして書いておりますんで。
0:56:57	今回経費で方案てけるなお以降のところ、これがある意味で等、これまでにない特殊な方策があったので、そこを消しますとね。
0:57:07	はい。土地計画のほうで書いてるのはここで決定している部分すべてが特別な相談には土地で初めてやるようなことで、その続きでマリン開放すると書いてただけで規定だからあけて決定というだけで
0:57:23	臨界防止立てないとかいう事は当然やるんですけどもあえて書いてないというのはそういう位置付けになるかと思えます。
0:58:03	はい。
0:58:09	規制庁フジカワです。当記載は合わせたほうがいいのかと思うんですけど、とりあえず説明については了承しました。
0:58:34	規制庁ミヤジマです。ちょっと話変わるんですけども、対象核種を 55 核種にしている、いる。
0:58:43	という理由とか根拠については昨日もらった資料だったり、後日の説明をいただけるってことでよろしいでしょうか。
0:58:57	赤色のハラですけども、はい。5 メーターと分間単位で今回被ばく評価周辺工事の被ばく評価に用いた粟津や電中研ツカベハンドブックで 55 核種というのがあってるのでそれに従っていると。
0:59:13	15 時合格者あれば十分という考えでやっております。
0:59:21	はい、ありがとうございます。
0:59:24	わかりましたじゃあこれも今後説明いただくということで、
0:59:30	規制庁のミキヤです。おそらく気象指針なんかの来初診じゃないや、これまで指針なんかを使ったそういう評価は被ばく評価やってたと思うんですね、電中研ハンドブックを使ってこういう評価をしたっていう事例ってほかにありますか。
0:59:43	関連 3 中でも結構なんですけど、タービンビル並べたけれどもトータルの中で初めて見る必要がお寺通り運転中は精神に従ってやりましたけれども、今後、今回や体調の確定が本店時と大きく変わるのでからこのまま地変使えないものですから

1:00:02	天候電力では使ってるところ原電さんしか増えたんですか、しかも高さもそうだったと思うんだから、元弁中計ハンドブックをもとにした学会標準かもしれないですけど同じ種でやっております。なるほど。
1:00:20	そのほかところ廃止措置計画で使っている事例は一応見られているということですね。
1:00:28	はい。観点がまだですけども母の方が具体的には学科現地上空学会標準って書かれてますけれども、あまり内容としては弁中計がブロックと同じようになっている。
1:00:40	一応これ第一段階からの大きな変更点だとの一つだと認識してますんでこの点については御説明いただけますようお願いいたします。
1:00:48	単体での方で作るのも承知いたしました。
1:00:57	規制庁のトガサキです。ですね、先ほどのイコマ 50 核種 55 核種との関係もあるんですけど、その残増放射能調査の結果っていうのは、
1:01:10	別途後で説明具体的にさせていただけると思うんですけど。
1:01:15	ちょっとざっと見てですねこれの調査の対象範囲等、あと、例えば今回のパートの 2 ページなんですけど、1 ページの
1:01:30	解体対象の 2 次系設備とか原子炉周辺設備とか、原子炉領域とかの建屋等というのがあるんですけど、それとの関係がちょっとわからなかったの、放射化物等、あと二乗生物それぞれ書いてあるんですけど。
1:01:49	お放射化物のほうには、原子炉容器とか支持構造物とかも入ってますし、
1:01:57	あと建屋とかも入ってますけど、で 2 次、
1:02:02	号線のほうは 1 次系を中心に書かれていると思うので、結局最終的な廃棄物の見積もりに繋がってると思うので、その解体の対象のものと
1:02:18	残存放射能調査の範囲ですね。あとあの最後被ばく評価のところ、その第二段階と第 3 段階で、それぞれ評価されているので、そうするとその解体対象物の
1:02:35	内訳というかその第二段階と第 3 の中でどういうふうに分けてるのかとかっていうのもあると思いますので、
1:02:43	そういうのがわかるように、していただきたいと思います。
1:02:49	乾杯電力の別けれどもハラ承知いたしました。
1:02:53	はい、ちょっと聞きましたわかるようにというふうにします。
1:03:10	規制庁ツカベですすいません幾つか確認させていただきたいんですが、1 点目が今回第二段階ということなんですけど、全体口径自身はその 1 号の新燃料の搬出が終わっていないだけで、
1:03:23	白最終的なことも含めて、当初の計画から変えられてないという認識でよろしいですか。
1:03:30	耐電力がまだですけどもその通りでございます。
1:03:34	はい、わかりましたので 1 号の診療が 1 第一段階で終わらなかった理由は御説明いただきましたっけ。
1:03:44	あと期間を第二段階っていうとかなり後ろまで持ってってしまうことになるんですけど。

1:03:50	当初予定から遅れていることも含めて、具体的に何か計画されてるんでしょうか。
1:03:58	関西電力ハラですけれども、まだちょっと遅れてる理由ですけれども、この新燃料を運搬するへと輸送客先ほどお話出ましたけど、それは今都会の合理性動的破壊どうしておりました、それがこのまま影響で、
1:04:15	年配でちょっとこれてる状況になりまして、
1:04:19	現状いつその頃など習得するかっていうところが見えないところもあってですね。
1:04:26	第二段階の早いうちに箱ごと捨てますけれども、まだ具体的にいつっていうのが、それが明確にできてないところもありまして、第二段階終了までにとことでさせていたでいるということでございます。
1:04:41	はい、規制庁ツカベですわかりましたっていうのは、基本的にはそちらの作業が終われば、
1:04:47	60体ぐらいですか。60体ぐらいの診療についてはあまり時間かけずに、
1:04:53	排出できるだろうという見込みでいると思っいいですか。
1:04:58	関西電力ハラですけれども、単純に短については、Km金曜日燃料使用済み燃料ピットにある単純に等については、第二段階のところ参照ということでございます。
1:05:11	はい、わかりました。サトウ燃料体の体数と関係してなんですけど、今回日後ろについての表でシーンは、
1:05:21	あと平成27年の9月から変更されてないんで、下にその破損燃料を含むと書かれてるだけだと思うんですけど。
1:05:30	ペーパー表自身をアップデートしないのは、
1:05:33	何か理由があるんですか。
1:05:37	電力ハラで結構特に大きな理由はないんですけども配属計画として一貫通貫最終的にはなるもんだと考えておりますので、はいとちいを始める段階でどんだけあるかというところを詰めを示し、
1:05:53	るものだと考えてこのままにしているということでございます。
1:05:58	はい、わかりました。多分先行の浜岡とかも、
1:06:03	書いてない事例はあると思うんですが、ここの表の意味するところが何なのかっていうの。
1:06:10	あるかなと思っいますので、
1:06:13	あとは
1:06:14	先行炉との違いで今回第二段階以降ということで、選考の場合は、第3段階に入る前にまた変更認可を受けますよという、
1:06:25	ことが申請書上も書かれているんですが、今回側溝について。
1:06:29	明記されていないのはどういうお考えでしょうか。
1:06:34	関西電力ハラですけれども、高浜短大段階までまた変更されるということですが、その方たちがまだ
1:06:44	我々の油断の校舎の調査を継続してやられてると思っますので、その結果が多分出てないから決めれないものだと想定していますので、

1:06:55	我々は一応もう今回立法者の情報が終わりましたので、
1:07:00	最後までできると、それらの原電敦賀1号とかも最初からこの放射能調査終わってましたので、我々のユダヤ4段階までの計画にしているのと同じもの。
1:07:12	になります。
1:07:13	はい、わかりました。先般の作業が進捗して行って作業が具体になればまた
1:07:21	変更申請が入る。
1:07:23	と思うので、そこはそういう考えは片一方あるなと思ってるんですが、審査するにあたって、その先ほどの話ではないですけどまだ具体が決まっていない残債単回第4段階の話を
1:07:38	審査の中で見ていくとなるとまた時間がかかるなと思っていて、
1:07:46	そこは、
1:07:48	第3弾4も含めて、
1:07:53	議論していきたいということですかね。
1:07:56	関西電力ハラですけれども、鉄塔に今の御指摘のところなんですけれども、例えば配置措置計画へとすべてのタブ管理区域設備の順番が第二段階の何時にどこを壊すと。
1:08:12	いうところまでは本来土地計画で求められる要求されるものではないと考えておりまして、大きな安全上の観点から、例えばこの原子炉、
1:08:24	容器なりあれどうせあの炉内構造物とかそういうものを統一高圧かとかですね、大きな観点でのその解体の
1:08:35	上がりというのは御説明はさせていただきますけれども、具体的にその
1:08:39	先ほど言ったために経営設備の復水器が布石例えばトレン既往第一段階第二段階かっというところの
1:08:48	追って詳しくと安全上の措置とか降灰措置計画で書いているとのいろんな評価とかそういうところが変わるものではないと考えておりますので、その辺はある程度優遇が効くものだと考えているんですけれども、一方配当は確かにその
1:09:05	個別発揮の段階でっていうスケジュールまでは出していただいている事業者さんもありますけど、基本は廃止措置計画上は出てこなくてただ一方その
1:09:16	廃措置の設計図としてホールドポイントとしてどうかという、多分そちら側の議論であって、第3段階というのは、まさしく炉心領域、
1:09:28	着手する時なので、そのときに、
1:09:31	改めて審査が必要だという
1:09:34	スタンスを取るかという話だと思います。
1:09:38	関西電力ハラですけれども、まとめてご登壇させていただきますけれども当然今の配置措置計画でただないようなところを得るようなところあるのであればこちらは変更せずに申請させていただきますし、またそこはその具体的なホールドポイント仮でまたご相談させていただきます。
1:09:58	ちょっと考えて、

1:10:00	規制庁の岡崎です。今の点で特に7ページのところに第3段階とか第4段階制のことが書かれていて、変更の理由にその第一段階の実績を踏まえてということで、
1:10:17	変更前のところで、
1:10:19	その炉心領域の残存放射能等を踏まえて、こういうふうに解体方法を具体化します既設のそういうことが書かれてるんですけど、さっきその今回だ第二段階のところを見るのであればこの第3段階のところは、
1:10:38	今回の審査で具体的な見るのではなくて、もう少し第3段階に入る前に操作で決まってから見れば良いと思うんですけどもそうではなくても、この今回の申請で第3段階のこういう解体の撤去についても、
1:10:56	審査するっていうのであれば、やっぱりその評価とかですねこの高圧変わったとか、そういうのもちゃんと説明してもらおう必要があると思いますので、
1:11:05	そこら辺ちょっとその第3段階でやることまでも具体的に説明されようとしているのか。
1:11:13	それとも、今回第二段階が中心で第3段階のところはまた具体的に決まってから説明されるっていうのか、それはどちらなのかっていうのは、論点になってくると思いますので、そこら辺は後程整理していただければと思います。
1:11:33	関西電力のほうですけれども承知しました音がちょっと議論させていただければと思います。
1:11:48	規制庁ツカベですけど、ついて資料の17ページ目で
1:11:53	想定事故というか説明書を今回
1:11:59	燃料回燃料集合体落下を削除ということになっているんですけど、燃料飯は残っていて、
1:12:06	それに対してそのリスクが低いという説明もするの、この説明書の
1:12:13	位置付けかなと思うんですけど、そのリスクは低いという定性的な書き方。
1:12:19	だけで説明書から削除してしまっているというのはどういうお考えなんでしょうか。
1:12:26	関西電力のほうですけれども、
1:12:29	はい、説明を削除しているのではなくてですね、ここで解決しはるばもう下の表に書いている燃料集合体の落下というところで切るとまだ域段階で4.1-10のマイナス5乗とかなってところの10のマイナス5乗の評価をしております。
1:12:48	穂谷段に第二段階それから減衰見るだけですね、これより低いので、もともと基準感度の目当てアルバムいろいろ聞いたのはもう明らかでしょというところで、あえて数値を立てないというだけで別に省略省いているわけではなくて、
1:13:04	結果としてこれよりも低いという、そういう説明をしている。
1:13:08	認識です。
1:13:11	はい。レベルが低くなってるということも、
1:13:16	乗っかりますが、当然このトップな事象だけを挙げてくださいという、
1:13:23	説明書ではないはずですし、施設内でどういう事故が想定されるかというのを考えてその影響を説明する。

1:13:33	ところなので、既存の資料があって、それを上書きしているのでもいいでしょうという考え方もあるんですが、通常であればその状態としては時間がかかったこと以外は変わっていないので、
1:13:49	書いてもいいんじゃないかなと思っています。
1:13:52	溶断。関西電力の秦ですけども、記載を削除し、すいません、時対応削除って言われてるところがあれなんですけど、要は周知を書いてないの記載を削除されているという趣旨ですか。
1:14:06	そうですね、はい。
1:14:09	評価の値を書いてないという所フェアの強化に当たるかここでねやっぱりよくないんですよという誤解を招くようでしたら3 評価結果ももう説明させていただきます。
1:14:21	すみませんちょっと新設をちゃんと確認していないんですけど、今文章だけ書いて、
1:14:28	その時間がたった数字っていうのは書いてないんですけど。
1:14:33	バーバリーのアベですけども、当然、環境価値については、これより低いので、先ほど言った通りも5ミリより小さいの明らかということなので、このリスクを与えることはないというところで定期的に書いているわけです。
1:14:48	はい、わかりましたって、既存の
1:14:52	同資料見れば数字が出ていて、
1:14:56	そこから時間がたってるから。
1:14:59	大丈夫だという影響評価をして説明している。
1:15:03	という認識だということですね。
1:15:05	赤い原料立て付けもそういうことでございます。
1:15:10	はい、わかりました。
1:15:15	すいません関西電力ハラですけども、そういう意味ではこの地域の方にも主要体落下についても、これについては無視するって書いてるわけではなくて、一応集合体落下についても、主蒸気燃料搬出するまでの期間は事故として想定されるかということで以上かかっていたいただいておりますので、
1:15:35	これを削除しているわけではございます。
1:15:39	はい、当社が私の一つはその設置許可とかの
1:15:45	拳銃のイメージで言うと、
1:15:48	当然事象として、
1:15:50	上がってきてそれについてはちゃんと評価結果が説明されているなという、その並びで、
1:15:56	削除されてるように読めたのでということです。
1:16:03	はい、ありがとうございます。
1:16:10	はい。私から以上です。
1:16:15	はい。
1:16:17	規制庁のトガサキでちょっと確認をさせてもらいたいんですけど、11 ページの変更後の
1:16:25	2 段落目のうち、1 月の

1:16:28	説明のところなんですけど。
1:16:31	4月については第一段階で実施した作業に伴い解体施設内に残存していた希ガスを放出されているためっていうのがあるんですけど。
1:16:41	これはその第一段階で実施した作業っていうのは、2次系の会議体だと思うんですけど、そこで放出されてるっていうことを言ってるんですか。
1:16:54	関西電力ハラですけれども、今ここで書いている、また今日のところないっていうのは
1:17:02	大きく二つある。
1:17:05	あると考えてます一つ系統女性一波ございますんで、これは系統中すべて女性にしてはいが加わる会議はもう処理しているということが一つとあとは点検等とも合併製の充実も点検等について、
1:17:22	中も別途会合したりとかもしてますので、
1:17:25	もともと配布って始まる時点のことなかったんですけど第一段階のそういう作業によっても全く無視することができるということを書いておりますので、先ほど言われた2次系解体につき事実DKP設備の解体につきましては、もうまたこの管理区域とは関係ございませんので、そこについてはここで言及しているわけではございません。
1:17:47	規制庁の等が成立はばっかりで系統条線っていうのは1次系も含めてっていうことでよろしいですか。
1:17:57	ちょっとこの辺り電力からですけれども1次系の系統条件になります。母親に冷却材の流れてる場所の造成がやっぱりわかりました。
1:18:08	実際に気賀つうのそういう報酬っていうのは何か測定とかされてるんですか。
1:18:14	関西電力ハラですけれども、PARの排気塔モニターで、常に監視なり管理をしております。
1:18:22	はい。
1:18:23	それでいいました総それは通常の運転管理で確認されてるってことなんですかね。
1:18:30	関西電力ハラですけれども外側の運転中がずっと継続してやっておりますので、実績からしては全然放出量はございます。
1:18:40	はい、わかりました。それとあと、14ページの図のちょっと見方なんですけど、今回その第一段階から第二段階でこの工事作業区域
1:18:56	が変更されて筋保管庫とか特高変電所とか、
1:19:04	排水工とかですから、一般が足されてるんですけど、これ、この意味合いというのは、
1:19:11	解体の対象施設が増えたってことではなくて、ここで作業を第二段階以降を行うっていう意味で書かれてるんですか。
1:19:24	関西電力はまだですけれども、その通りでございます。ここに書いてるところ解体対象施設等だけでなくですね、例えば先ほどありました蒸気発生器保管庫とか廃棄物庫って書いているところにつきましてはもともと3号の共用



1:19:41	図になりますんで、今回追加したところはまた第二段階でそういうところ、例えば蒸気発生器保管庫にもこの廃棄物をかもしれないというところで追加させていただいたということになります。
1:19:54	規制庁のトガサキ、そうすると、作業さっきの解体対象の建屋との関係なんですけど、必ずしもこれ、
1:20:05	或いはがついてるところが全部改訂対象ではなくて、そういうほかの同等の共用設備もあるってということでしょうか。
1:20:14	関西電力ハラですけれどもその通りでございます。
1:20:18	はい。
1:20:19	仮にもちょっとそういうこら辺がちょっと
1:20:22	第一段階はこれが解体対象建屋っていう理解ではピアノ馬鹿げがハラですけれども、このIT段階のところも、例えばここで言ったら、例えば感応炉の建家んところの左上のところ、
1:20:40	ある。
1:20:41	嵌合露岩ですけれども、反応とかはこれもやはり使用済み燃料を運ぶかもしれないかなあわかりましたじゃちょっと細かに作業するというところの解体対象施設解体する場所と別の意味で、
1:20:57	のところで、いろんなわかりましたレジャーの改訂対象かどうかというのは、先ほどのその残いう御社の調査の対象範囲っていうところで説明させていただけると思いますので、これについては了解しました。
1:21:14	。
1:21:16	一応ミヤジマですすいませんその14ページの関連一点いいですか、ほぼ遂行でこれ具体的にどういうふうに影響してくれるのでしょうかちょっと教えてください。
1:21:30	放水等、考え電力ナカガワです。
1:21:35	僕以降につきましては、2次系の解体のナカノを対象に入っております、作業として、
1:21:41	作業、作業エリアとして、記載をしたもの。
1:21:47	はい、ありがとう。これ別途間溢水
1:21:52	復水器とかで冷却して、これ、この排水。
1:21:57	海水が出てくる。
1:21:58	この
1:21:59	人が来て、すいません。はい、理解しましてありがとうございます。
1:22:08	規制庁のミキヤ率、すいません、ちょっと11ページのところで、これもおいおい。
1:22:14	聞けばいいかなと思ったんですけど一応先にお伝えしておきますと、
1:22:19	11ページのところで希ガスもヨウ素も無視するって話があるんですけど、希ガスについては無視するものの、
1:22:29	漏えいがない、いわゆる燃料中のFPからの漏えいがないことをモニターによって監視するっていうのが規定の話ではあるのかもしれませんが、これをやるにもかかわらず監視するにもかかわらず、評価上無視する。

1:22:46	使用済み燃料でまだまだ残っているわけですよね、ここら辺もきちんと御説明いただかないと、今の書きぶりだとちょっと説明できてないのかなと思っております。
1:22:57	関西電力のハラですけれども、
1:23:00	今言われてる評価っていうのが、だから添付3の平常時の話って言われるので。
1:23:08	はい、できたら平常時であれば、ほぼとも集合体からの啓発の漏えいも考えておりましてあくまでもその
1:23:20	答弁パワーの評価が全く保守的かっていうとそうではない。
1:23:25	認識してますってある意味代表的な平常時で一般的な平常時の値にどうなるかという評価をしているという認識で保守的だと基本的には保守的にわかるとところが多いんですけれども、そういう考えでやっておりますんで。
1:23:40	添付4ー事故時で言いますと先ほどナカノをツカベターンの話もあった通り、議長使用済み燃料の集合体落下について木枠がどう出るかというところは一応評価上は大事ななんかよりもさらに低くなるという評価をしていると。
1:23:57	そういうことになります。
1:23:59	はい、冷凍じゃ前者のほうの平常時の方について伺いますと、第一段階ではFPとしてへの漏えいしてくるものも、
1:24:10	評価上は含めていただいても第二段階からは無視する形になりますか。
1:24:15	ちょっとそこまで高くないんですけどね関西電力ハラですけれども当然についてはそういう整理しております。はい。そうした時に第一段階と第二段階では、やっぱりその違いというのが今の中では保守的か否か妥当性その違いについての御説明にはなっていないと理解してるんですけども。
1:24:36	第二段階ではそれを無視するっていうのはそれなりのエビデンスがあって、無視するっていうことなんですよ。
1:24:43	それとも、この系統除染のほうで全部出しきったから、
1:24:47	FPの方についての話は今ちょっとPのほうの話だけで、
1:24:52	ご説明をいただいていると理解したんですけども。
1:24:56	はい、量販御説明いただいていますか、系統除染の話も入れて、御説明いただいたということなんですかね。
1:25:03	最近では別けれどもそうそうです。はい。
1:25:12	系統除染も含めて、
1:25:14	ご出席保守的というか
1:25:20	これまでと説明と違う方向行くかもしれないんですけど今の施設なんで、力学があるとすれば、燃料集合体の絵とペレットの被覆管の馬鹿しかもないそうですね。
1:25:34	あとほかをすべてすべてなくなってるっていうところがコードを書いている第一段階で実施作業に伴い、こういったんですよということで、
1:25:44	当施設内の星集合体のところしか燃料使用済み燃料ピット内の底力っていう状態見ますが、今の実態でございますが、そこについて、

1:25:55	説明しているということになるということで説明したとはい。なので、第一段階では燃料の被覆管の中に残っているガスが出てくるものとして機体廃棄物を評価してたんだけど、もう第二段階では、まあ漏えい監視は続ける。
1:26:15	にもかかわらず、第二段階で無視するっていうその違いは、御説明いただけますかということだったんですけど、関西電力からですけどありましたが、第一番下位力学であるというような中央会のナカノが資料なくてですね。
1:26:31	まだ系統内の絵と冷却材とかまだ残ってましたので我々ずっとそこにまだ残ってるそのタンクとか残ってる部分があるかもしれないというところでちょっと評価している様が待機ランクでございます、
1:26:47	先ほど言ったこの集合体の中のPRについて第一段階から評価対象にいけません。そこでましたことで被覆管の閉じ込めがまあ機能維持できていてそこは第一段階も第二段階も網羅的も出てきませんという評価上は、
1:27:03	平常時の評価は変わらないってそういう御説明と理解していいですか。
1:27:07	関西電力ハラですけれどもその通りです。であれば説明は理解しました。
1:27:16	すみません参事になってしまってますね保安規定ちょっと次回まわしにさせていただきますたいんですけど、
1:27:26	今日何か廃止措置関係伝えること。
1:27:29	よろしいでしょうか。
1:27:34	時間もちょっとお待ちください。
1:27:42	規制庁規制庁ツカベです。残量放射能の説明資料、今日いただいたものでちょっとお伺いしたいのが、
1:27:51	最初に5ページ目にモデル図がついているんですけど、使用済みのピットのその評価の事を文書で4分、4ページで書かれているんですけどちょっと意味がどういうモデルなのかがわからないので、モデル図を示してくださいというのが1、
1:28:08	目ですがよろしいですか。
1:28:11	単体で燃料があるのですけれども承知しました。
1:28:15	はい、続いて同じ資料の12ページ目で、
1:28:22	1号と2号で新統支持構造物のところの
1:28:27	ポイントは結構違うんですけど、これはなぜ違うんですか。
1:28:32	というのが2点目です。
1:28:37	はい。もう開けているのですけれども日手が9ページに自体の採取してるポイントを書いていますけれども、もう
1:28:49	号炉については、
1:28:52	ここが初めて回収するものですから、ある程度の確認の意味も含めてそのストリーミング影響確認とか方面とったということで、
1:29:01	一泊で
1:29:04	出来事双子で違うと。
1:29:07	では確認したいところで対処で確認したA伸びとった上で多めにとったということになります。

1:29:12	はい、わかりました。あと、その次のページからいろいろポイントが書いてあるんですけど、具体的にその図面テープどこだというのを、例えば、
1:29:24	一つのポイントは距離が離れてるから、一応下回りますという説明があると思うんですけども、具体的にその全体のポイントがどこなのかっていうのちょっと図面上でも示していただけますでしょうか。
1:29:38	関西電力のアベけれどもえ等、大きなポイントとしてはこの資料の 10 ページに書いてるポイントになるんですけども、なお且つ炉心のほうがいいんですけどその
1:29:49	じゃあコンクリートとか、はい。
1:29:52	これまで全体的なわかります最長インドの図面も示します。
1:29:59	同じ資料の 17 ページ目で高坂を 1000 と書かれているんですけど、その核種を見ると、その小欄要素が入っていて、
1:30:11	町が半減その放射化汚染、
1:30:14	貨物っていうのがちょっとどういうものなのかっていうのが、
1:30:18	わからなかったんですよ。ここの意味するところって何なんでしょうか。
1:30:23	個別なことになってもわからないんですけど、基本的に空欄別途天然ウランですね、中性子がパッと超ウラン元素、
1:30:33	どういう核種が含まれている。
1:30:38	入ってそのウランっていうのはどこにあったものなんですか。
1:30:43	赤旗れるハラ別けどもともと金額を金属とかコンクリートに含まれる不純物としての電源盤のこと。
1:30:53	はい。ちょっとレベルがこれぐらいになるのか、私もちょっと確認しますが。はい。特段その人燃料とは関係なく、自然界に存在するものの放射化
1:31:06	しっかりとこうなるっていうことですね。
1:31:08	はい、下限ではなるべくけれどもそうです。はい、はい。あと 21 ページ目からの
1:31:15	蘇生
1:31:18	設定ということで、
1:31:20	設定値をそれぞれ算出されてるんですけど、これの意味するところっていうのはどこで使う数値をここで設定することになるんでしょうか。
1:31:30	はい関西電力から出てくると思うんですけど、簡単に言うわけですね本会二次的な汚染なんですけれども、実際の特定してるのはもう今、
1:31:41	あと何か嘘コバルト 60 ぐらいしか残ってなくてですね。
1:31:45	この頃から、
1:31:47	ほかの核種にはもう換算してるのがほとんどでして日にも聞いてるんなり、
1:31:55	はい。これワーク、先ほど最初にそれぞれの費用。
1:32:01	トータルで実際の分析で出して
1:32:05	dあたりが出てるんですかね。
1:32:09	関西電力ハラですけども 121 ページの下に書いてるんですけども、①から④、これを使ってもらって本会の超過で別途この費用求めたことではなくてですね過去のこのNNW側の放射性固体廃棄物の

1:32:29	病的に使ってるスケーリングファクターとかですね、そういうものを用いて徹底しているという、もともとあらかじめ徹底した値になる。
1:32:39	はい。今 17 ページ目に
1:32:43	推定放射能と出されてますが、これはそれでは今の少し後ろのほうの
1:32:49	割合から、
1:32:51	間接的に出してきてる数字ということですか。
1:32:55	それから考える話ですけど、ちょっと資料を見にいて申し訳ないですけども、
1:33:01	17 ページはこれは放射化汚染ですので、ここの追っかけ国費を使ったもんで
	はなくてですね、23 ページに同じような表があるんですけども、
1:33:12	この二次的な汚染の推定ホウ酸を旧法が今も費用使った
1:33:17	ところになります。
1:33:19	17 ページの放射化につきましては、先ほど開かなくて実際計算例、
1:33:24	求めた値になります。
1:33:27	すいません。はい、わかりました。
1:33:32	後々ちょっと議論のための議論になってしまうんですけど、26 ページ目で全体の分布図が書いてあって、
1:33:41	例えば美浜 2 号とかだと。
1:33:45	SGの事故とかで、
1:33:47	2 次系にも
1:33:49	水が入ってると思うんですけど、そういうものによるその補正んですね。
1:33:55	とか、
1:33:57	その他のあったかわかんないんですけど。
1:34:00	不具合によって、
1:34:03	放射性物質が
1:34:04	漏れたとかですねそういうものの汚染っていうのは、最終的にはどう扱われることになるんですか。
1:34:12	関西電力の秦ですけども、三山蓋大きな蒸気発生器の破断事故につきましてもマークの対策タイプの処置というかその中ですべてとせないことを確認した上でそのあと
1:34:29	ずっと運転してきておりますので、
1:34:32	ご異議による、その土地の影響というのは全くないと考えてますので、このほかでも当社においては、
1:34:41	事故によって何かあるっていうものは大きくはなくて、例えば管理区域の外に漏れて影響あるようなものはラックないと考えております。ただ唯一ちょっとあるのが可能と燃料棒のところで買っていただきましたけれども、
1:34:59	これも古い話なんですけど、けれども昭和 40 年代ぐらいにですね
1:35:05	燃料集合体が破断してですねもうペレットとか散らばった事象がありまして等とはいえまとも管理区域の中での系統の中で、ベント通り森でどうこうというものではございます。
1:35:19	はい、わかりました。最終的に終了確認のときどう図るかというのを別途議論されているので、

1:35:26	それとの関係で少しお伺いしました。私から以上です。ありがとうございます。
1:35:43	はい。規制庁ミヤジマです。会議室からの質問は以上になります。すいません。今日ちょっと長引いてしまつてと保安規定はないし、来週にまたヒアリングの機会を持っています。
1:35:56	本日は、
1:35:59	これはこれで
1:36:02	美浜 12 号機の廃止措置計画の変更についての面談は終了とさせていただきます。
1:36:09	監査業務から何かございませんか。
1:36:13	はい特にございません。ありがとうございました。ありがとうございました。ではこれで面談をしてヒアリングを終了させていただきます。ありがとうございました。
1:36:22	ありがとうございました。ありがとうございました。